

「工作物石綿事前調査者講習」の開催について

工作物のうち石綿が使用されているおそれの高いものとして、厚生労働大臣が定める工作物（下記参照）の解体・改修工事を行う際には、工作物石綿事前調査者による石綿使用の有無についての事前調査が義務付けられました。（令和8年1月1日施行）

ついては、本講習を当協会では令和7年度より下記のとおり開催いたしますので、法律が施行されるまでに受講されますようお願いいたします。

【対象となる工作物】

区 分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物告示に掲げる工作物 （令和2年厚生労働省告示第278号） 1 建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 2 建築物一体設備等	①反応槽②加熱炉③ボイラー・圧力容器④焼却設備⑤発電設備 ⑥配電設備⑦変電設備⑧送電設備⑨配管及び貯蔵設備 ①遮音壁②軽量盛土保護パネル ③煙突④トンネルの天井版⑤プラットホームの上屋⑥鉄道の駅の地下式構造部分の壁、天井板 ⑦観光用エレベーターの昇降路の囲い	工作物石綿事前調査者 工作物石綿事前調査者 又は 一般建築物石綿含有建材調査者
その他の工作物 1 上記以外の工作物	①コンクリート擁壁②公園遊具 ③鳥居④仮設構造物 等	工作物石綿事前調査者 又は 一般建築物石綿含有建材調査者

記

- 日 時 令和7年5月27日（火）9：00～16：30
 令和7年5月28日（水）9：00～17：00
- 場 所 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室
- 定 員 100名
- 受講料 会 員 46,500円（受講料41,800円+テキスト代4,700円）税込
 非会員 47,080円（受講料41,800円+テキスト代5,280円）税込

◇振込の場合は下記口座へお願いします。

紀陽銀行 本店営業部 （普）1994470

口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

- 受講手続 WEB 予約の上、工作物石綿事前調査者講習申込書にてお申込み下さい。
 （申込書はホームページよりダウンロードできます。）

〒641-0036 和歌山市西浜1014番地27

公益社団法人 和歌山県労働基準協会

TEL 073-446-7000 <https://www.warouki.or.jp/>

工作物石綿事前調査者講習

(参考)受講資格要件の詳細及び証明書等提出書類の一覧

公益社団法人和歌山県労働基準協会

分類	受講資格要件	申請書に添付する書類等	事業者証明(受講資格にかかる業務の従事年数の証明)
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し	不要
2	学校教育法による大学(短期大学を除く)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <u>2年以上</u> の実務経験を有する者	卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	建築業務従事年数の証明(受講申込書の「受講資格・事業者証明欄」に記載のこと)
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間に授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。4において同じ。)、工作物に関して <u>3年以上</u> の実務経験を有する者		
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <u>4年以上</u> の実務経験を有する者		
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <u>7年以上</u> の実務経験を有する者		
6	工作物に関して <u>11年以上</u> の実務経験を有する者		
7	a 平成18年3月31日までに、特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して <u>5年以上</u> の実務経験を有する者	特定化学物質作業主任者技能講習修了証の写し	左記の書類等が添付できない場合は、行政官庁による当該業務の従事年数の証明書
	b 建築行政に関して <u>2年以上</u> の実務の経験を有する者	建築行政部署の辞令の写し等	
	c 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して <u>2年以上</u> の実務経験を有する者	石綿飛散防止にかかる担当部署の辞令の写し等	
	d 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	産業安全・労働衛生専門官の証票の写し又は辞令の写し等	
	e 労働基準監督官として <u>2年以上</u> その職務に従事した経験を有する者	労働基準監督官の辞令の写し等	
	f 作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して <u>5年以上</u> の実務経験を有する者	作業環境測定士免許の写し	